

県本部各課長
県下各警察署長 殿

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本総第342号
平成25年3月28日
宮城県警察本部長

宮城県警察パブリックコメント手続実施要領の改正について（通達）

宮城県警察パブリックコメント手続実施要領を別添のとおり改正し、平成25年4月1日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、「宮城県警察パブリックコメント手続実施要領の改正について（通達）」（平成21年3月26日付け宮本県第164号）は、廃止する。

宮城県警察パブリックコメント手続実施要領

第1 趣旨

この要領は、宮城県公安委員会及び宮城県警察におけるパブリックコメント手続の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- 1 この要領において宮城県警察パブリックコメント手続（以下「本手続」という。）とは、宮城県警察の施策に関する基本的な構想、計画及び条例（以下「計画等」という。）の制定、改正等を行う過程において、その趣旨、内容その他必要な事項を県民に公表し、これに関して提出された意見を考慮して計画等の案を定めるとともに、意見に対する宮城県警察の考え方を公表する一連の手続をいう。
- 2 この要領において「所属長」とは、警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等の長並びに警察学校長をいう。

第3 対象

- 1 所属長は、次に掲げる計画等の案を対象として、本手続を実施するものとする。
 - (1) 宮城県警察の基本的な政策・施策に関する構想及び計画並びに県民生活に大きな影響を及ぼすこととなる基本的な構想及び計画
 - (2) 宮城県警察の基本的な方針を定める条例又は県民に義務を賦課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（手数料の徴収に関するものを除く。）
 - (3) その他本手続が必要であると警察本部長が認めるもの
- 2 前記1にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、本手続を行わないことができる。
 - (1) 法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。））及び条例に基づき制定、改正等をする計画等で、当該法令等に県民からの意見の聴取に関する手続が定められている場合
 - (2) 迅速性又は緊急性を要し、本手続を行ういとまがないと認められる場合
 - (3) 県民の意見を考慮することについて県に裁量の余地がないと認められるとき、本手続を行うことにより個人等の情報の保護若しくは公共の安全に支障が生じると認められるとき、計画等の内容が軽微なものであるときなど、本手続を行うことが明らかに合理性を欠くと認められる場合
 - (4) 本手続以外の方法により、県民からの意見の聴取が十分行われると認められる場合

第4 本手続の実施

1 公表

- (1) 所属長は、本手続を行う場合は、公表する1週間前までに承認を受け、パブリックコメント手続実施報告書（別記様式第1号）により、総務部総務課長に報告しなければならない。
- (2) 計画等の案を公表するときは、次の事項を併せて公表しなければならない。

- ア 計画等の案の概要
- イ 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- ウ 意見の募集期間、提出方法及び提出先
- エ 今後の予定
- オ その他意見の募集に関し必要な事項

- (3) 所属長は、計画等の案及び関係資料について、別に定めるところにより県警ホームページへの掲載を依頼しなければならない。
- (4) 所属長は、別に定めるところにより総務部総務課長に計画等の案及び関係資料を8部提出し、警察情報センター並びに県政情報センター及び県政情報コーナー（仙台地方県政情報コーナーを除く。）に備え置かなければならない。
- (5) 県民への積極的な周知のために、次に掲げる広報を併せて行うよう努めるものとする。
 - ア 「県政だより」等県が発行する広報紙への掲載
 - イ 報道機関への情報提供
 - ウ 公聴会又は説明会の開催
 - エ その他適当と認めるもの

2 意見の提出

- (1) 意見の募集期間は、原則として1か月以上とするものとし、県民が計画等の案についての意見を提出するために要する時間を考慮して、所属長が定めるものとする。
- (2) 意見の提出方法（郵便、ファクシミリ、電子メール等）及び意見の提出に際して明記を求める事項（氏名、名称、住所、連絡先等）は、所属長が定めるものとする。
- (3) 意見を提出した県民の氏名、名称その他当該県民の属性に関する情報を公表する場合には、当該計画等の案を公表し、意見を募集するときにその旨を明示しなければならない。

3 意見の取扱い

- (1) 所属長は、提出された意見を十分に考慮して、計画等の案を策定するものとする。
- (2) 所属長は、(1)により計画等の案を策定したときは、提出された意見の概要とこれらに対する実施所属の考え方を公表しなければならない。ただし、意見のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び公表した計画等の案に関連のないものについては、実施所属の考え方を公表しないことができる。
- (3) 所属長は、(1)により計画等の案を修正したときは、その修正の内容及び理由を公表しなければならない。
- (4) 所属長は、提出された意見のうち、公表することにより県民の権利利益を侵害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

(5) 所属長は、(2)及び(3)により公表するときは計画等の案を公表する手続と同様に、公表する1週間前までに承認を受け、パブリックコメント手続実施結果報告書（別記様式第2号）により、総務部総務課長に報告しなければならない。

(6) また、(2)及び(3)の公表は、計画等の案の公表に準じる。

第5 その他

- 1 所属長は、本手続を行うとき、及び実施結果を公表するときは公安委員会に報告するものとする。
- 2 所属長は、本手続の実施の要否及び公表内容について疑義がある場合は総務部総務課長と協議するものとする。
- 3 本手続に関する質疑は、総務部総務課文書管理係へ行うものとする。

別記様式第1号

総務部総務課長 殿

宮本 第 号
年 月 日
所 属 長

パブリックコメント手続実施報告書

区 分	意見の募集	
案 件 名		
リンク先URL		
公 表 日		
募 集 期 間		
問 い 合 わ せ 先	担 当	
	電 話 番 号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	

別記様式第2号

総務部総務課長 殿

宮本 第 号
年 月 日
所 属 長

パブリックコメント手続実施結果報告書

区 分	募集結果の公表	
案 件 名		
リンク先URL		
公 表 日		
公 表 期 間		
問 合 せ 先	担 当	
	電 話 番 号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	

(参考)

意見募集に係る結果概要（意見の公表報告時）

意見提出件数	件
うち有効件数	件
意見により案を修正	有 ・ 無
意見再募集の予定	有（ 年 月頃） ・ 無